

ビル等の雨水利用設備の管理者の方へ（沈砂等の管理について）（お知らせ）

日ごろから、本市保健衛生行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて横浜市では、小学校等の公共施設で雨水をトイレ排水等に活用し、再資源化を図っております。このたび雨水利用の横浜市立学校 44 校で、雑用水槽の清掃のため沈砂の放射線量を測定したところ、18 校において 8,000Bq/kg を超えたことが確認されました。

児童生徒への直接的な影響を調べるために、トイレの洗浄水や空間線量を測定したところ、洗浄水では不検出、空間線量でも最大値が 0.12 μ Sv/h（トイレの便器付近）という結果であり、沈砂は高かったものの使用する水や空間では問題のある値ではありませんでした。

ビル等の雨水を集水又は貯水する雑用水槽の清掃にあたっては、この事例を参考にさせていただきたく、皆様にお知らせいたします。

なお、関係法令等につきましては下に要点を抜粋しています。

【法律】

「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）及び同法施行規則

東京電力福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質が 8,000Bq/kg を超える廃棄物については、国（環境省）の責任において処理を行うとされ、その処理方針等が示され国に引き渡すまでの間は、同法及び同法施行規則の「指定廃棄物の保管基準」により、廃棄物の飛散防止、放射線障害防止、保管場所への関係者以外の立入り防止などを施すことになっている。

「建築物における空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」※（平成 15 年厚生労働省告示第 119 号）

※主に床面積 3 千平米以上の事務所ビル等の「特定建築物」に適用される基準です。

【雑用水槽の清掃】

- ・ 雑用水槽の清掃は、雑用水槽の容量及び材質並びに雑用水の水源の種別等に応じ、適切な方法により、定期に行うこと。
- ・ 雑用水槽内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除すること。
- ・ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令の規定に基づき、適切に処理すること。

平成 24 年 4 月 25 日

お問い合わせ先
建築物に設置する雑用水の衛生に関すること
健康福祉局生活衛生課 電話 671-2456